

## 柏崎市建築審査会の所掌事務

所掌事務		
事務の種類	適用法令	
特定行政庁 (柏崎市長) の行為に対する 同意	文化財として認定された建築物の原型を再現する建築の認定関係	法3条 第1項
	幅員1.8メートル未満のみなし道路又は水平距離の指定関係	法42条 第2項 第3項
	建築物の敷地と道路との関係の許可関係	法43条 第2項
	公衆便所等の道路内における建築許可関係	法44条 第1項
	公共歩廊等の道路内における建築許可関係	
	壁面線指定関係	法46条 第1項
	壁面線を越える歩廊の柱等の建築許可関係	法47条
	用途地域内における建築物の用途制限の例外許可関係	法48条 第15項
	建築物の容積率制限の特例許可関係	法52条 第10項 第11項 第14項
	建築物の建ぺい率制限の特例許可関係	法53条 第4項 第5項 第6項
	建築物の敷地面積の制限に係る特例許可関係	法53条の2 第1項
	絶対高さ制限の特例許可関係	法55条 第3項 第4項
	日影による建築物の高さの特例許可関係	法56条の2 第1項
	高度利用地区内における容積率等及び建築物の高さの特例許可関係	法59条 第1項 第4項
行政不服審査	広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の高さの特例許可関係	法59条の2 第1項
	予定道路の指定関係	法68条の7 第2項
	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可関係	法68条の7 第5項
特定行政庁の諮問に基づく基準法の施行に関する重要事項の審査審議 関係行政機関に対する基準法の施行に関する事項についての建議	基準法令の規定による特定行政庁、建築主事又は建築監視員の処分並びにこれに係る不作為についての審査請求の審査及び裁決	法94条 行政不服審査法
		法78条 第1項 法78条 第2項